

規格・基準などの意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)附属書3のLに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく大豆ミート食品類の日本農林規格の制定
について

下記のとおり、大豆ミート食品類の日本農林規格を制定する予定ですので、
お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
大豆ミート食品類の日本農林規格の制定
- 2 対象範囲
大豆ミート食品類
- 3 趣旨及び目的
大豆を主な原材料として肉様の特徴を有するように加工された大豆ミート食品類について、大豆たん白質含有率、生産の方法などを定めるものである。日本農林規格の主な内容は次のとおり。
 - (1) 適用範囲
 - (2) 用語及び定義
 - (3) 生産の方法
 - (4) 表示
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL (03) 6744-2096
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
掲載から60日後